

所 属 名	地 域	職 種	勤 務 形 態			勤 務 時 間	業 務 内 容	適 用 給 料 表	報 酬	特 記 事 項	備 考	問 い 合 わ せ 先
			週	日	時 間							
図書館		窓口業務・資料整理等	週	4日	31時間	8:30～17:15 (休憩12:00～13:00) 10:30～19:15(土日祝の選番) 11:30～20:15(平日の選番)	・窓口業務 ・資料の受入、整理、修復、展示、督促 ・交流事業、団体事務、統計・調査 ・相互貸借、配送、総務事務	行政職	月額9,046円～10,224円 ※経験等を加味して決定 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償と期末手当及び勤勉手当を本県の規定により支給	必要資格等：司書又は図書館カウンター業務経験3年以上	4名募集	図書館 電話:055-255-1040
総合教育センター		特別支援教育相談、各種検査業務	週	5日	30時間	9:00～16:00 (休憩12:00～13:00)	・幼児、児童、生徒等の発達に関する検査(WISC-IV、V知能検査、WAIS-I V知能検査、田中ビネー知能検査V、VI等)の実施及び分析に関する事 ・検査、分析結果に基づく報告書等の作成に関する事 ・教育相談(カウンセリング)の実施に関する事 ・その他、相談支援業務に関する事	行政職	月額8,152円～8,610円 ※経験等を加味して決定 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償と期末手当及び勤勉手当を本県の規定により支給	次の①～⑤のいずれかの資格を有する(または取得予定)の者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①臨床心理士 ②公認心理師 ③学校心理士 ④臨床発達心理士 ⑤特別支援教育士		(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948
総合教育センター		特別支援教育相談、各種検査業務	週	5日	30時間	9:00～16:00 (休憩12:00～13:00)	・幼児、児童、生徒等の発達に関する検査(WISC-IV、V知能検査、WAIS-I V知能検査、田中ビネー知能検査V、VI等)の実施及び分析に関する事 ・検査、分析結果に基づく報告書等の作成に関する事 ・教育相談(カウンセリング)の実施に関する事 ・その他、相談支援業務に関する事	行政職	月額8,152円～8,610円 ※経験等を加味して決定 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償と期末手当及び勤勉手当を本県の規定により支給	次の①～⑤のいずれかの資格を有する(または取得予定)の者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①臨床心理士 ②公認心理師 ③学校心理士 ④臨床発達心理士 ⑤特別支援教育士		(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948
総合教育センター		特別支援教育相談、各種検査業務	週	5日	30時間	9:00～16:00 (休憩12:00～13:00)	・幼児、児童、生徒等の発達に関する検査(WISC-IV、V知能検査、WAIS-I V知能検査、田中ビネー知能検査V、VI等)の実施及び分析に関する事 ・検査、分析結果に基づく報告書等の作成に関する事 ・教育相談(カウンセリング)の実施に関する事 ・その他、相談支援業務に関する事	行政職	月額8,152円～8,610円 ※経験等を加味して決定 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償と期末手当及び勤勉手当を本県の規定により支給	次の①～⑤のいずれかの資格を有する(または取得予定)の者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①臨床心理士 ②公認心理師 ③学校心理士 ④臨床発達心理士 ⑤特別支援教育士	R7年度限りの任用	(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948
総合教育センター		チーフスクールカウンセラー	年		750時間		チーフスクールカウンセラー ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・カウンセリングに伴う指導員等への指導助言 ・県教育委員会が行う研究会等への参加及び講師としての指導助言 ・指導主事、市町村教育支援センター等の指導員への指導助言 ・児童生徒のカウンセリング等に関し、県教育委員会が必要と認める事項		時給5,000円 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償を本県規定により支給	次の①～④のいずれかに該当し、職務内容を適切に遂行でき、地方公務員法第16条各号に該当しない者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①臨床心理士 ②公認心理師 ③精神科医 ④児童生徒の心理に関して高度に専門的知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師(常時勤務する者に限る)の職にある者またはあった者		(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948
総合教育センター		チーフスクールカウンセラー	年		750時間		チーフスクールカウンセラー ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・カウンセリングに伴う指導員等への指導助言 ・県教育委員会が行う研究会等への参加及び講師としての指導助言 ・指導主事、市町村教育支援センター等の指導員への指導助言 ・児童生徒のカウンセリング等に関し、県教育委員会が必要と認める事項		時給5,000円 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償を本県規定により支給	次の①～④のいずれかに該当し、職務内容を適切に遂行でき、地方公務員法第16条各号に該当しない者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①臨床心理士 ②公認心理師 ③精神科医 ④児童生徒の心理に関して高度に専門的知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師(常時勤務する者に限る)の職にある者またはあった者		(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948
総合教育センター		統括スクールソーシャルワーカー	年		795時間		統括スクールソーシャルワーカー ・児童生徒及び保護者等への社会的な支援 ・スクールソーシャルワーカーへの指導助言 ・学校等からの要請による訪問・問題等への対応 ・教職員、保護者等に対する支援・研修活動・講演等		時給2,900円 ※その他、通勤手当相当額の費用弁償を本県規定により支給	次の①～④のいずれかに該当し、職務内容を適切に遂行でき、地方公務員法第16条各号に該当しない者で、Microsoft Word, Excelの基本操作ができる者(一般レベル)。 ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 ②SSW又は学校の教職員として勤務経験がある者 ③福祉分野又は心理分野において専門的な知識・技能を有し、実務経験がある者 ④児童福祉関係施設又は児童福祉に関する行政機関において3年以上の相談又は支援の業務に携わった経験を有する者		(公募方法)総合教育センター管理部 電話:055-262-5571 (業務内容)相談支援センター 電話:055-262-5948